

# 酒田市文化芸術基本条例の骨子案

## □条例の構成

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（基本理念）

第4条（市の責務）

第5条（市民等の役割）

第6条（文化芸術団体の役割）

第7条（学校の役割）

第8条（事業者の役割）

第9条（推進計画）

第10条（市民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実）

第11条（子ども、若者の文化芸術活動の充実）

第12条（高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実）

第13条（人材の育成等の充実）

第14条（文化芸術による国内外交流の推進）

第15条（文化財等の地域資源の活用）

第16条（文化施設の充実と活用）

第17条（情報の収集及び発信）

第18条（その他の分野における施策との連携の促進等）

第19条（財政上の措置）

第20条（審議会）

## 1 前文

文化芸術を活かした本市のまちづくりの基礎となる条例であることから、「前文」を設け文化芸術が必要とされる背景や条例が目指す方向と決意について述べたものです。

- 文化芸術は、市民生活に安らぎと潤いをもたらし、次代を担う子どもの豊かな心と創造性を育むとともに、活力に満ちた地域社会の実現にとって重要な役割を持つ。
- 酒田の進取の気風と多様性に対応した柔軟性ある風土は、先人により酒田特有の文化として創造され今に伝えられている。
- 将来にわたり市民が心豊かに暮らし、酒田市が活力に満ちた街として成長し続けるには、多様な交流により独自の文化を発展させてきた歴史を持つ酒田の強みを発揮し、これまで培われてきた文化を未来へと引き継ぐとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、新たな酒田の文化を創造し発展させていくことが求められている。
- 文化芸術活動を行う市民の自主性を尊重し、誰もが文化芸術を享受し創造できる環境を整えるとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携をするよう包括的に施策を推進しなければならない。

## 2 条例の目的

この条例が目指す「目的」を定めています。

- 文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割等を明らかにし、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、心豊かな市民生活の実現と誇りの持てる酒田らしさの創造に寄与することを目的としています。

## 3 基本理念

文化芸術に関する施策の推進に当たっての基本的な考え方について「基本理念」として定めています。

- 文化芸術活動を行うことが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民等が等しく文化芸術活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならないこと。
- 市民等の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性が尊重され、市民による文化芸術活動が促進されるよう配慮されなければならないこと。
- 市、市民等、文化芸術団体、学校、事業者がそれぞれその果たすべき役割を認識し、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならないこと。
- 文化財や本市の歴史及び風土に培われてきた伝統的な文化を大切にし、発展させていくとともに、特色を生かした魅力ある新たな文化芸術の創造が図られなければならないこと。

#### 4 市の責務

市が果たすべき役割について「市の責務」として定めています。

- 基本理念に沿った施策を総合的かつ計画的に策定し、実施すること。
- 必要な体制の整備を講ずるよう努めること。

#### 5 市民等の役割

文化芸術に関する施策の推進にあたって、市民の役割を定めています。

- 市民は、自主的かつ主体的に文化芸術活動を行うとともに、多様な文化芸術を理解し、尊重し、相互に交流を深めるよう努めること。

#### 6 文化芸術団体の役割

文化芸術に関する施策の推進にあたって、文化芸術団体の役割を定めています。

- 文化芸術団体は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実に努めること。
- 文化芸術の継承、発展及び創造、文化芸術活動を担う人材の育成に積極的な役割を果たすよう努めること。

#### 7 学校の役割

文化芸術に関する施策の推進にあたって、学校の役割を定めています。

- 学校は、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育を通じて、青少年の感性を磨き、表現力を高め創造力を豊かなものにするように努めること。

#### 8 事業者の役割

文化芸術に関する施策の推進にあたって、事業者の役割を定めています。

- 事業者は、文化芸術についての関心と理解を深め、市民等の文化芸術活動に参加し、協力する役割を果たすよう努めること。

#### 9 推進計画

文化芸術に関する施策の推進を図るための計画を定めるものです。

- 文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策の推進計画を策定すること。
- 推進計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項やその他必要な事項について定めること。
- 推進計画を定めるに当たっては、市民の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講じること。
- 推進計画を定めたときは、これを公表すること。
- 推進計画を変更する場合についても準用すること。

## 10 文化芸術に関する基本的な施策

基本理念や市の責務を踏まえて、市が推進していく施策の方向性について定めています。

- 市民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実
  - ・市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、創造する機会の充実を図るため、文化芸術の公演、展示等の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めること。
- 子ども、若者の文化芸術活動の充実
  - ・酒田市の将来を担う子ども、若者たちに多様な優れた文化芸術に親しむ機会の提供や、子ども、若者による文化芸術活動への支援等に努めること。
- 高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実
  - ・高齢者、障がい者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めること。
- 人材の育成等の充実
  - ・若手の専門職員等の能力を高めるための研修や能力発揮の機会の確保、活躍の場の提供、様々な異なる分野と文化芸術が連携できるように、事業を企画、調整、実施する専門人材の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めること。
- 文化芸術による国内外交流の推進
  - ・国内外地域との文化芸術交流を積極的に推進するため、必要な施策を講ずるよう努めること。
- 文化財等の地域資源の活用
  - ・文化財等の地域資源の保存、活用、景観の保全、創出、伝統文化の継承、発展その他の必要な施策を講ずるよう努めること。
- 文化施設の充実と活用
  - ・文化施設の目的及び使命を明確にし、文化芸術活動に対応する施設の整備及び施設相互の連携等必要な施策を講ずるよう努めること。
- 情報の収集及び発信
  - ・文化芸術に関する情報の正確で迅速な収集、発信、戦略的な文化芸術に関する情報の広報について必要な施策を講ずるよう努めること。
- その他の分野における施策との連携の促進等
  - ・観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、生涯学習、産業その他の多様な分野における施策との連携促進、ネットワークづくりその他の必要な施策を講ずるよう努めること。

## 11 財政上の措置

市の責務を果たすために必要な財政上の措置を行うことを定めています。

- 必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

## 12 審議会

本条例に基づいて策定する推進計画の達成度や効果についての点検、調査、審議を行う審議会を設置することを定めています。

- 文化芸術に関する施策の推進を図るため、酒田市文化芸術推進審議会を置くこと。
- 審議会は、教育委員会の諮問に応じて審議すること。
- 審議会の委員は、10人以内とし、教育委員会が委嘱し任命すること。
- 任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。
- 審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定めること。